

多久市空き家情報登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多久市における空き家及び空き地の有効活用を通して、多久市の地域活性化及び定住促進を図るため、空き家情報登録制度「空き家バンク」について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 市内に存する次に掲げる物件をいう。

ア 空き家 住居、店舗、事務所及び倉庫のうち、現に居住その他の使用がなされていないことが常態である又は今後居住その他の使用がなされないことが常態になる予定の建物及びその敷地をいう。

イ 空き地 宅地又は雑種地のうち、現に使用がなされていないことが常態である又は今後使用がなされないことが常態になる予定の土地をいう。

(2) 所有者 空き家等に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

ア 不動産の売却、賃貸又は仲介を業とする者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

(3) 空き家バンク この要綱の定めるところにより、空き家等の売買又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けた情報を公開し、市内への定住等を目的として空き家等の利用を希望する者に対し紹介を行う仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家等の取引を規制するものではないものとする。

(空き家等の登録)

第4条 空き家バンクによる空き家等の登録を受けようとする所有者は、空き家バンク登録申込書（様式第1号）及び空き家バンク登録カード（様式第2号）に必要な事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その物件及び内容等を確認の上、適切であると認めたときは空き家バンク台帳に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該申込者に通知しなければならない。

4 市長は、前項の規定による登録完了の通知を受けた者（以下「登録者」という。）の空き家等に関する情報のうち住所、氏名その他の個人情報等を除き、市のホームページ等により公開する。

（空き家等登録事項の変更）

第5条 登録者は、当該登録事項に変更があったときは、登録事項の変更内容を記載した空き家バンク登録申込書及び空き家バンク登録カードを速やかに市長に提出しなければならない。

2 前条第3項及び第4項の規定は、登録事項の変更について準用する。

（空き家等登録の抹消）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク台帳の当該空き家等に関する登録を抹消し、その旨を当該登録者に通知するものとする。ただし、第2号に該当することにより登録の抹消を受けた登録者は、改めて第4条第1項の規定による登録の申込みを行うことにより、再度登録をすることができる。

（1） 当該登録者から空き家情報バンク抹消届出書（様式第3号）が市長に提出されたとき。

（2） 当該空き家等が登録された日から2年が経過したとき。

（3） 前各号に掲げるもののほか、市長が空き家バンク台帳への登録が適当でないと認めるとき。

（利用希望者の要件）

第7条 空き家バンク台帳に登録された空き家等は、次のすべての要件を満た

している者でなければ利用することができない。

(1) 市内に定住又は利活用を目的として空き家等の購入又は賃借を希望し、かつ、公序良俗に反する恐れがない者

(2) 空き家等を購入する目的が転売又は転貸でない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(利用希望の申込み等)

第8条 空き家バンク台帳に登録された空き家等を利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）は、空き家バンク利用申込書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申込書の提出があった場合は、当該希望物件の登録者に対して利用希望者の情報を、利用希望者に対して当該希望物件の登録者の情報をそれぞれ提供するものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第9条 市長は、登録者と利用希望者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和3年訓令甲第8号）

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和3年訓令甲第10号）

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和4年訓令甲第5号）

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。